

小林市住宅等リフォーム促進事業補助金Q&A

Q. いつまでに申請すれば良いの？

A. **必ず工事着工前に申請**してください。着工後の申請は対象外になります。
また、申請から許可がおりるまでに2週間ほどかかりますので工事予定日には余裕を持ってお越しください。

Q. 税務課で交付する完納証明・課税台帳はいつ発行？

A. 申請する年度中（**令和8年4月1日以降**）発行日のものになります。

Q. 工事が完了したらどうすればいいの？

A. 完了届や領収書の写し、工事箇所の写真を揃え、**領収書の日付から30日以内に届出**が必要。

Q. 補助金はどれくらい出るの？

A. まず、消費税や対象外工事費を抜いた20万円以上の工事が対象になります。その後審査を行い、最終的に補助金の対象となる工事費の10%が指定された口座に振り込まれます。最高限度額は20万円ですので、税抜200万円以上の工事は一律20万円の交付となります。
例①：税抜35万円×10%=3万5千円
例②：税抜230万円×10%>20万円

Q. 申請書を書き間違えてしまった！

A. 間違えたところに二重線を引き、申請者の訂正印を押してください。修正液は使わないでください。分からない所は一緒に書きますので、空白のまま申請にお越しください。
ただし、金額の訂正は訂正印ではなく申請書の書き直しとなりますのでご注意ください。

Q. 自分が申請したかどうか分からない

A. 商工観光課までお問い合わせください。1回申請されますと次回は10年後に申請可能となります。1つの住宅につき申請できるのは2回までです。

Q. 申請時に申請者が注意することはありますか？

A. 申請書にある「申請地住所」は、課税台帳または家屋登記事項証明書に記載されている住所です。住民票の住所と異なることが多くありますので、記入される際には一度それぞれの住所をご確認ください。

Q. 交付決定後に工事の変更があった場合はどうすればいいか

A. 変更の理由が生じた日から**14日以内**に変更承認申請書と変更に係る書類の提出が必要です。
例：工事費が税抜180万円→税抜200万円の場合
補助額が18万円→20万円となりますので、変更承認申請書の提出が必要となります。

令和8年度版

住宅等リフォーム促進事業補助金 住宅等のリフォーム工事経費の一部を補助します

小林市内在住の方で、住宅及び店舗のリフォームをされるご予定がある場合は、是非ご利用ください。
ただし、予算が無くなり次第、締め切りとさせていただきます。

① 補助対象者

- (1) 補助に係る住所等を所有している方
※住宅の所有者が申請できない場合は、当該住宅に居住している配偶者又は一親等の血族、姻族の方の申請は可能
- (2) 市内に住所がある方又は市内に本店もしくは主たる事務所がある法人
- (3) 補助に係る住所等が住宅である場合は、所有者が当該住宅に居住していること ※事業所は除く
- (4) 市税等を完納していること ※世帯全員(20歳未満の児童や学生、未就学児を除く)
- (5) 市が実施する他の同様の補助金、又は助成金を同施工箇所で受けていないこと
長寿介護課：介護保険(予防)住宅改修 管財課：耐震改修 福祉課：障がい者住宅改修
生活環境課：合併浄化槽設置 商工観光課：空店舗新規創業補助

② 対象工事

※「小林市住宅等リフォーム促進事業補助金の対象工事について」を参照

- (1) 市内に本店がある法人、又は市内に住所がある個人事業者が施工する工事であること
- (2) 補助金の交付決定前に着工された工事は、補助対象工事としない
- (3) 工事費から対象外工事費、及び消費税等を除いて20万円以上の工事であること

③ 補助額

- (1) リフォーム工事費の 10% に相当する額
- (2) 補助金の 最高限度額は20万円とする

④ 申請から補助金支払いまでの流れ

《工事開始前》

- ① 申請書等の提出
- ② 書類審査(※2週間程度)
- ③ 「決定通知書」発送→受理
- ④ 工事開始

《工事完了後》

- ⑤ 工事完了届等の提出(※工事完了後30日以内)
- ⑥ 「確定通知書」発送→受理
- ⑦ 請求書の提出
- ⑧ 補助金支払い

⑤ 注意事項

- 令和9年3月31日までに工事完了・代金支払い・完了届が提出できること
- 対象となる物件は、新築から1年以上経過した物件であること
- 過去に補助の交付を受けた方(物件)は、初回交付年度の翌年度から10年以上経過している場合
に限り申請できるものとする ※世帯全員(20歳未満の児童や学生、未就学児を除く)

⑥ 申請時に準備するもの

※すべての書類が揃わないと申請ができませんのでご注意ください [提出先：商工観光課]

必要書類	取得場所
① 補助金交付申請書	市ホームページ又は市役所商工観光課
② 完納証明書 申請者及び同一世帯全員(20歳未満の児童や学生、未就学児を除く) ※申請のときまでに、納期の到来している市税等を完納していること	完納証明書・固定資産課税台帳 市役所税務課又は野尻・須木庁舎住民生活課 ※証明書の申請をする場合、本人以外は委任状が必要 家屋登記事項証明書 法務局小林出張所
③ 固定資産課税台帳の写しまたは家屋登記事項証明書	申請年度中 (令和8年4月1日以降発行)
④ 補助に係る住宅等の平面図	施工者又は申請者
⑤ リフォーム工事費の見積書の写し ※数量などが全て一式で記載された見積書は不可	
⑥ 工事予定住宅等の現況及び工事予定箇所の写真	
⑦ 施工者が建築業に従事していることを証する書類 (建築業登録・法人登録・確定申告書・資格証明書等のいずれか1点)	
⑧ 所有者との続柄がわかる戸籍抄本または戸籍謄本 ※所有者と申請者が異なる場合のみ必要	市役所市民課又は野尻・須木庁舎住民生活課

■手数料

税務課 完納証明書 1名につき300円 固定資産課税台帳の写し 1名義につき300円
市民課 戸籍謄本・抄本 450円～750円(戸籍の状況によって手数料が異なります)

家屋登記事項証明書につきましては、法務局小林出張所へ直接お問い合わせください。(TEL:23-4004)

小林市観光イメージキャラクター
こすも〜



問い合わせ先

小林市役所 経済建設部 商工観光課(本館2階)
TEL:0984-23-1174 FAX:0984-23-1197
Mail:k_syoukan@city.kobayashi.lg.jp

小林市 リフォーム

検索

市HP用QRコード



小林市住宅等リフォーム促進事業補助金の対象工事について

※対象工事※

- 既存の住宅等の増築及び一部改築工事
- 浴室、台所、洗面室及びトイレの改修工事
- 屋根のふき替え、塗装及び防水工事(屋根回り修繕含む)
- 外壁の張り替え及び塗装工事(外壁回り修繕含む)
- 床、内壁及び天井の張り替え、塗装、その他の内装工事
- 床、外壁、窓、天井及び屋根の断熱工事
- 雨どいの取替え及び修繕工事
- 造作家具工事(大工工事が伴うものに限る)
- バリアフリー改修工事(市が実施する他の同様の助成制度を利用する場合は除く)
- その他

※対象外工事※

- 申請及び交付決定前に着工した工事
- 広告看板等の設置費用
- 工事機械、工具等の購入及びレンタル費用
- エコキュート、電気温水器、IHクッキングヒーター、太陽光発電設置、灯油ボイラー、ガス給湯器 その他これらに類する製品の設置及び購入費用
- エアコン、その他電化製品、冷暖房器具 または 家具の設置及び購入費用
- 外構工事(フェンス、柵、車庫、カーポート、ウッドデッキ、サンルーム、庭木等)
- 公共下水道及び農業集落排水事業に関する宅内排水設備の管路工事
- 合併浄化槽の設置及び管路工事
- 電話、インターネット、テレビアンテナ等の設置及び配線工事
- 既存住宅の解体工事 ※解体工事単独の場合
- シロアリ駆除その他の防虫、消毒を目的とした薬剤の散布及び塗布費用
- ハウスクリーニング
- 外壁等の洗浄作業 ※洗浄単独の場合
- 諸手続及び申請に要する手数料
- 市が実施する他の同様の補助金 または 助成金を利用する工事
- その他